

# 研 究

# 判 例 警 見



田 口 二 郎

## ◎特約に基づく借地人の土地先買權と

### 損失補償

(昭和十二年第二三四號、同十四年三月十一日行政裁判所判決)

土地の賃貸借契約中に土地所有者が借地の所有權を第三者に移轉せんとする場合には借地權者に於て先買するの權を有し、若し借地權者が先買を爲さず所有者が第三者に所有權を移轉する場合には、土地所有者は借地權者の承諾

を受くべきものとする旨の特約があつた場合、右契約條項ハ土地所有者ガ他人ニ該土地ノ所有權ヲ移轉セントスル場合ニハ、原告ニ於テ先買シ得ルコト竝ニ原告ガ先買セズ他人ニ所有權ヲ移轉スル場合ニハ原告ノ同意ヲ要スルコトヲ定メタルニ過ギザルニ依リ同條項ニ依リテハ原告ハ目的タル土地ヲ現實ニ占有其ノ他支配ヲ爲スコトヲ得ザルハ勿論其ノ土地ニ追隨シテ何人ニモ先買ヲ請求スルコトヲ得ルモノニモ非ズ。故ニ原告ガ同條項ニ依リ(訴外該契約當事者)

ニ對シテ有スル此ノ種ノ權利ハ土地收用法ノ所謂土地ニ關スル權利其ノ他同法ニ依リ收用又ハ使用スル權利ニ該當スルモノニ非ズト解スルヲ相當トス。

從テ原告ハ右權利ヲ有スルノ事由ニ依リテハ同法第五條ニ所謂關係人ニ非ズ。而シテ此ノ種先買權ハ其ノ目的タル土地ノ賃借權ニ必然、若ハ通常附隨スルモノニ非ザルト共ニ賃借權者ニ非ザル者ト雖モ之ヲ有スルコトヲ得ルモノナルガ故ニ偶々此ノ種先買權ト賃借權トガ同一人ニ屬スル場合ニ於テモ、賃借權者タル地位ニ於テ關係人ト爲リタル者ガ假令土地ノ收用ニ因リ此ノ種先買權ヲ喪失シ因テ損失ヲ蒙リタリトスルモ、其ノ損失ハ土地收用法第五十四條ニ所謂收用又ハ使用ニ因リ土地所有者及關係人ノ通常受クベキ損失ニ該當セズト解スルヲ相當トス。

茲に先買權と稱されてゐるものは土地所有者との間に於ける特別の契約に基くものであつて、單なる債權關係に過ぎないと思はれる。從つて之を土地に關する權利でないとして解するのは正しい。

又斯る契約は賃借契約とは全く別個のものであつて、必然若は通常賃借權に附隨するものではないこと判示の通りであるから、賃借人以外の第三者と雖も土地所有者と斯る契約を爲し得るのであり、若し此の様な第三者があつたとしても此の者は土地收用法上關係人とはなり得ないこと明かである。されば偶々茲に所謂先買權と賃借權とが同一人に屬してゐても、賃借權者としては關係人であるが、先買權者としては關係人であり得ないこと論を俟たない。

されば、土地收用に因つて此の先買權を行使し得なくなり、爲に損失を蒙つたとしても、それは關係人の通常受くべき損失に該當せず、土地收用法に依り損失の補償を請求し得るものではない。判旨養成すべきものと思ふ。

尙本判決中に於て、土地收用法上補償すべき限でないものに付ては收用審査會は裁決を爲すを得ざるものであるから、假令起業者ガ補償ノ申立ヲ爲シタリトスルモ、右申立ハ被告（收用審査會）ヲ拘束スル效力ナク、從テ右申立ヲ排斥シ補償ノ裁決ヲ爲サザリシハ正當ニシテ、土地收用法

第四十一條ニ違背スルモノト爲スヲ得ズ」と述べられてゐる。

土地收用法第四十一條は所謂當事者陳述主義の原則を定めたものであるが、此の解釋に付ては種々議論がある。けれども、決して法律違反の裁決をも爲すべきことを收用審査會に命じたものでないことは勿論であるから、土地收用法上補償すべきでないものは如何に起業者が申立たからと謂つて、之が裁決を爲し得べき筈はない。斯る申立が收用審査會を拘束する效力を有するものでないことは、當事者陳述主義と職權審査主義との限界に關する議論を試みるまでもなく明かで、此の點も亦判旨正當と思ふ。

### ◎收用審査會の裁決申請請求と出訴權

(昭和十四年第三六號、同十四年五月六日行政裁判所裁決)

健康保險齒科醫である原告は、内務省大阪土木出張所長を被告として、被告は廣島、吳間國道開設に際して原告の

業務上の施設たる器具機械藥品等を無償で破壊消滅に歸せしめ、治療所の借地權も亦無償で取得し治療所に供せる家屋も時價の六分の一で買收せんとし、之が爲に原告の收入の道を斷ち生活權を侵害した。之は違法であるから被告は速に收用審査會の裁決を申請すべしとの判決を求むと謂つて、行政訴訟を提起した。

行政裁判所は訴狀に付審査した結果「土地收用法其ノ他ノ法律勅令中斯ノ如キ事項ニ付行政訴訟ノ提起ヲ許シタル規定ナキヲ以テ本訴ハ行政裁判法第二十七條第一項前段ニ則リ却下スベキモノトス」と裁決した。

違法行政處分に因り權利を毀損せられたと主張するのでなく、收用審査會の裁決を申請すべしとの判決を要求する様な行政訴訟は許されてゐない。裁決固より正當である。

### ◎自動車運輸事業の讓渡斡旋と警察署長の職務

(昭和十三年(九)第一三五五號、同十三年十二月三日大審院判決)

(昭和十三年(九)第一三五五號、同十三年十二月三日大審院判決)

警察署長が其の管下に於ける自動車運輸業者の競争對立の弊を除き其の統制を圖る目的を以て事業の讓渡や合併等の斡旋を爲すは通常見受けるところであるが、此の場合斡旋の謝禮として金品の供與を受けたなら收賄罪を構成するであらうか、問題は斯る斡旋行爲が警察署長の職務権限内に屬するかどうかの點にある。

本件に於て辯護人は自動車交通事業法の外陸上交通事業調整法を引用して大いに新しいところを見せ上記行爲が警察署長の職務権限外であることを主張したが、大審院は辯護人独自の法律見解に依るものとして之を排斥した。

上告趣意書の要旨を掲げて見ると、原判決は、警察署長は上司の命に依り自動車交通事業法の趣旨に従ひ一路線一營業主義の下に適宜の方法を以て共同經營若は買收等に依る自動車運輸事業の統制を圖るべき職務ありと爲してゐるが警察署長に對する上司は知事及警察部長であり、之等上司と雖も無制限に命令權乃至指揮監督權を有する謂れはない自動車交通事業法の趣旨は決して一路線一營業主義を採

用したものでないことは同法の規定を仔細に點檢すれば自ら明かであるが、假に斯る主義を採つたものとしても、其の結果を齎す方法として主務大臣及地方長官は同法第十條第四號に依り共同經營を命ずるか、又は第十四條に依り免許の全部若は一部の取消又は事業の全部若は一部の停止を爲すの外はない。従つて之以外の方法に依り事業の統制を圖ることを得ないし、又其の上司に專屬する職務を下僚に法令の基礎なくして委任若は復委任するに由なく、假に斯ることを命じたからとて之が爲下僚に職務行爲を成立せしめ得べきものでないこと勿論である。

、事業讓渡の代金分配の斡旋をも職務行爲と判定するに至つては法の誤解も甚しきものである。蓋し自動車運輸事業者に於て事業の讓渡を爲すときは、主務大臣又は地方長官に於て唯之が許可を爲すだけの權限を有するのみにして讓渡自體に關與すべき權限を有せざるものである。何となれば自動車交通事業法は第十條の共同經營命令の外に第十三條に事業讓渡の許可に關する規定を別に設けて居り、更に

昭和十三年八月一日より施行された陸上交通事業調整法第二條が陸上交通事業（自動車運輸事業を含む）の譲受又は譲渡と事業の共同經營とを全然區別して規定して居り、而も陸上交通事業調整法は事業の譲受又は譲渡、事業の共同經營に對し主務大臣より命じ得る旨規定し居るより考ふれば、自動車交通事業法の下に於ては事業經營者に於て事業の譲渡を爲さんとする場合は、主務大臣又は地方長官は受動的に之を許可するの權限職務を有するのみなることを察知するに難くない。譲渡其のものは純然たる私法行爲として事業者間の自治に委ねられ、主務大臣又は地方長官と雖も其の資格に於て職務として關係し得べき筋合のものではない。蓋し此のことは陸上交通事業調整法第二條は事業の譲渡自體を命ずることを得る旨規定し、譲渡自體に職務として關與し得ることを認めたるに不拘、自動車交通事業法第十三條は事業の譲渡を命じ得る旨規定せず、許可のみに付規定したことに依り明白である。

以上の如く事業の譲渡自體が自動車交通事業法上當事者

の私的自治に委ねられたる以上假令其の目的が交通保安警察にある場合と雖も警察官として職務として事業の譲渡自體に關與せしめ得べきものでない。若し然らずとすれば、自動車交通事業法上事業の譲渡自體に付主務大臣又は地方長官に於て職務として關與容喙し得ざるに不拘交通保安警察の名の下に官吏として主務大臣又は地方長官より地位の低い警察官に於て事業の譲渡自體に關與容喙し得ることとなり、自動車交通事業法の規定は交通保安警察の方面より蹂躪せられ、法律を以て規定したる目的は全然失はれることとなる。と謂ふのである。

之に對して大審院は、原判決は自動車交通事業法を以て直に一路線一營業主義者なりと解したのではない。被告人は警察署長として上司の命を受け右法律の規定する所に從ひ自動車運輸事業の統制を圖る爲一路線一營業主義に依り適宜の方法を講ずべき職務權限を有すと爲した趣旨に過ぎない。此の様に自動車運輸事業の統制上一路線一營業主義を採ることは必ずしも法規の禁止するところでないから、

此の點に關する所論の判示を以て法律の解釋を誤つたものと論すべきではない。

凡そ行政警察の趣旨は人民の凶害を豫防し安寧秩序を保全するに在ると共に警察署長は一段の警察事務に關する府縣知事の補助機關であるから、苟も事故其の他の弊害乃至犯罪の發生に因り社會の安寧秩序を紊る虞ある場合に上司の命を奉じて豫め之が防止の方法を考案して安寧秩序の保全に努力するは其の職務權限の範圍に屬する行爲であると謂はねばならない。而して「警察署長が自動車運輸營業者ノ營業讓渡乃至其ノ讓渡代金の分配等ニ關シ斡旋盡力スルガ如キハ本來其ノ固有ノ職務ニハアラザルベシト雖運輸營業者ノ競争ニ因ル交通事故其ノ他ノ弊害乃至犯罪ノ發生ヲ防遏スル爲營業ノ統制ヲ圖ルノ必要ニ基ク場合ハ畢竟安寧秩序ノ保全ヲ目的トスル行政警察ノ一作用ト云フヲ得ベキカ故ニ是亦警察署長ノ職務權限ノ範圍ニ屬スル行爲ト解スルヲ相當トス」る。自動車交通專業法は運輸營業の讓渡其の他の點に付許可の規定を設けてゐるけれども是は只之等の

點に關する取締上の必要に基き許可制度を採用したと謂ふに止まり、警察當局が營業の統制を圖る爲運輸業者間の營業讓渡並に代金の分配等に付職務として斡旋盡力することを禁止する趣旨ではない。營業の讓渡が私法行爲であることは勿論であるが私法行爲なるの故を以て警察當局が職務として之に對する斡旋盡力を爲し得ないと謂ふ理由はない。と判示してゐる。

判旨正當と謂ふべきであらう。事業の監督法規たる自動車交通專業法の規定するところと、行政警察上の活動範圍とは自ら異なるべきであつて、警察署長の職務權限の範圍を決定する根據を事業監督法規にのみ求めた點に上告論旨の誤があつたものと謂はねばなるまい。